

【選挙公営の手引き ～選挙運動用自動車の使用～】

選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をする方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。

なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

※ 契約内容は、選挙運動用自動車の運転手雇用契約です。雇用契約を結んだ運転手は、雇用した候補者のための選挙運動をしてはいけません。

1 公費負担の上限金額

1日当たり12,500円を上限とし、選挙運動期間の範囲（有投票：6月15日～6月21日の7日間、無投票：6月15日の1日限り）で公費負担を行います。

2 選挙公営の流れ

(1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。

（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、任意の様式でも構いません。）

(2) 選挙後に、候補者から選挙期間中の選挙運動用自動車証明書（運転手）が交付されますので、金額を確認します。

(3) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③選挙運動用自動車使用証明書(運転手)を、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。

※ 提出期限 6月27日（金）

① 請求書

実際に、選挙運動期間に選挙運動用自動車を運転した日数分を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。

② 請求内訳書

日ごとに実際に要した金額と基準限度額を比較して少ない方の金額を請求金額に記載してください。

③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) ※ 候補者が運転手に交付します。

(4) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求します。

(5) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局
電話 0193-68-9123
FAX 0193-63-9125

様式第7号（第6条関係）
（その1）

請求書の提出日を記入してください。提出は選挙期日の翌日以降、選挙期日5日後までに行ってください。

令和7年 6 月 25 日

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

宮古市長 様

契約時に使用した印鑑を使用してください。

住 所 宮古市〇〇町〇番〇号
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者氏名 新 川 一 郎

新川

宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 87,500 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年6月22日執行 宮古市長選挙
- 4 候補者の氏名 甲 山 乙 夫
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

候補者氏名は忘れずに記入してください。（選挙運動用自動車使用証明書の氏名のとおり）

口座情報は省略せず記入してください。

金 融 機 関 名	〇〇銀行	本・支店名	△△支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	1234567
ふ り が な	しんかわ いちろう		
口 座 名	新 川 一 郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

自動車の運転手の雇用（報酬）記載例

様式第4号（第5条関係）
（その3）

署名（自署）の場合は、押印不要。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和7年6月 **22** 日

法人とは契約できません。運転手ごとに証明書を作成してください。

記名押印または署名（自署）。

令和7年6月22日執行 宮古市長選挙

候補者

甲 山 乙 夫



記

運転手の氏名及び住所	新川一郎 宮古市〇〇町〇番〇号	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和7年 6月 15 日	12,500 円	1台
令和7年 6月 16 日	12,500 円	〃
令和7年 6月 17 日	12,500 円	〃
令和7年 6月 18 日	12,500 円	〃
令和7年 6月 19 日	12,500 円	〃
令和7年 6月 20 日	12,500 円	〃
令和7年 6月 21 日	12,500 円	〃

備考

- この「公費負担の1日当たりの上限額は、12,500円です。なお、労務報酬の額は、基本日額が10,000円以内、超過勤務手当が基本日額の5割以内となります。」を提出してください。
- 「この例は、毎日基本日額9,520円、超過勤務2時間2,980円の場合を記載しています。」と記載してください。
- 運転手の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。
- この例は、毎日基本日額9,520円、超過勤務2時間2,980円の場合を記載しています。
- 公費負担の1日当たりの上限額は、12,500円です。なお、労務報酬の額は、基本日額が10,000円以内、超過勤務手当が基本日額の5割以内となります。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その1）

（別紙請求内訳書 その4（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の契約における運転手））

請 求 内 訳 書
（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名は忘れずに記入してください。
（選挙運動用自動車使用証明書のとおり）

候補者氏名 甲 山 乙 夫

運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 （ A ）	基 準 限 度 額 （ B ）	請 求 金 額	備 考
令和7年6月15日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	超過勤務2時間
令和7年6月16日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	〃
令和7年6月17日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	〃
令和7年6月18日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	〃
令和7年6月19日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	〃
令和7年6月20日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	〃
令和7年6月21日	12,500 円	12,500 円	12,500 円	〃
計			87,500 円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

労務報酬の額は、基本日額 10,000 円以内及び超過勤務手当（基本日額の5割以内）の最大 15,000 円となります。

報酬の額が基準限度額のうち、少ない方の金額を記入してください。

選挙運動用自動車の使用
自動車の運転手の雇用（報酬）
契約書作成例

選挙運動用自動車運転雇用契約書

宮古市長選挙候補者 甲 山 乙 夫（以下「甲」という。）と、
新 川 一 郎（以下「乙」という。）とは、甲が乙を選挙運動に使用する自動車の運転手として雇用することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 雇用期間は、令和 7 年 6 月 15 日から令和 7 年 6 月 21 日までとする。

第2 報酬の額は、基本日額 金9,520 円とする。ただし、1日の勤務時間が8時間を超えた場合は、1時間につき 金1,490 円を支給する。

第3 乙は、雇用期間が終了した後に、第2の金額を甲に請求するものとする。ただし、甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成28年宮古市条例第6号）（以下「宮古市選挙公営条例」という。）の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第93条第1項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第4 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 7 日

甲 宮古市新川町1番1号

甲 山 乙 夫

甲
山

乙 宮古市〇〇町〇番〇号

新 川 一 郎

新
川